

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

TONE CO.,LTD.

最終更新日:2015年9月9日

TONE株式会社

松村 昌造

問合せ先:06(6649)5967

証券コード:5967

http://www.tonetool.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、法令遵守の徹底のもと、経営の透明性並びに経営の効率化を確保することがコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、意思決定の迅速性に取り組むとともに、チェック機能の強化を図り、公正で透明性の高い企業活動と利害関係者の期待・要求に応じてお互いの信頼を高め企業価値の向上を実現することを目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マキタ	800,000	6.83
日本生命保険相互会社	566,800	4.83
株式会社山善	477,000	4.07
原田 稔	438,000	3.73
株式会社りそな銀行	380,000	3.24
株式会社北陸銀行	380,000	3.24
株式会社近畿大阪銀行	380,000	3.24
前田 英治	300,000	2.56
屋敷 高夫	280,000	2.39
TONE株式会社従業員持株会	247,743	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
粕井 隆	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
粕井 隆	○	——	公認会計士としての知見と経営コンサルタントとしての数多くの企業で中期経営計画の策定、経営システム強化等の経営コンサルティングに従事した実績を有しております。同氏の企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社経営に対して積極的な意見および提言を頂くことにより、経営の健全性・透明性がより向上すると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査につきましては、内部統制に関するプロセス監査を含め内部監査室が中心となり監査を実施しております。

監査役監査につきましては、監査役会（常勤監査役1名、社外監査役2名）で決定された監査計画に基づいて実施されております。また、取締役会開催にあたっては、原則として社外監査役を含む監査役は全員出席し、適宜意見の表明を行っております。

なお、社外監査役山上和則氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的見識等を有しております。社外監査役松井大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務会計・財務及び税務分野において豊富な経験と高い専門的見識等を有しております。

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、それぞれが実施する事業年度ごとの監査の計画、実施状況や結果について相互に報告・意見交換を行い、監査機能の充実を図っております。また、当社取締役や内部統制・コンプライアンス委員会あるいは管理部門に対しても、各監査の計画や結果について報告・意見交換を行うことで、情報共有に努めております。

また、会計監査につきましては、太陽有限責任監査法人を選任しております。会計監査の業務執行は公認会計士 柳 承煥氏及び池田哲雄氏が担当するほか、その補助者として公認会計士6名、その他4名により実施されております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山上 和則	他の会社の出身者								○					
松井 大輔	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山上 和則		同氏は当社が業務を委嘱する弁護士法人に所属しており、毎年、相談案件に対して、当社が同法人に支払う報酬が発生いたします。	弁護士であるため専門的な知識と経験を有しており、社外の立場から社内及び当業界の常識にとらわれることなく監査が受けられる、という理由により選任しております。
松井 大輔	○	同氏は平成24年8月より当社の顧問税理士で、当社は同氏に対し顧問報酬を支払っておりましたが、社外監査役の就任に伴い、同氏との顧問税理士契約を解除いたしました。なお、当社が同氏に対して支払っておりました顧問報酬は僅少であるため、独立性に疑義が生じる恐れはないものと考えております。 同氏は大丸エナウイン株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。	公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識を有しており、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において適宜助言を頂くことにより、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされ则认为しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、現状においてはインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、過去において平成12年8月30日に開催された株主総会で、ストックオプション制度の導入が決議され平成14年9月1日から平成17年8月31日までの行使期間を設け実施いたしました。今後は、インセンティブ付与に関する施策について諸般の情勢等を勘案し実施すべきかを考慮中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年5月期における当社グループの取締役および監査役に対する役員報酬は、以下のとおりです。
取締役を支払った報酬 4名 107,000千円 監査役を支払った報酬 3名 25,050千円 計 132,050千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

定期的開催される監査役会の前に、常勤監査役が、事前説明として会社の問題点や取り組み及び業績等を社外監査役に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会設置会社であり、有価証券報告書提出日現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

原則として、定例取締役会を3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、代表取締役及び業務担当取締役の業務の執行状況を監督しております。

また、取締役に管理部の部門長を含めたメンバーで、毎月1回経営会議を開催し、経営上の諸問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、名毎月1回取締役及び各部門長で部長会を開催し、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

さらに、グループ各社における横断的な体制及び実効性を高めるための諸施策を立案するとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行っております。

監査役会は、監査の職務執行に関する事項について策定し決議するとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ったのちに必要な決議を行っております。また、各監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめ社内における主要な会議に原則出席しており、取締役会の職務執行を監督するとともに適宜意見の表明や業務改善の助言等を行っており、経営に対するチェック監視機能の実効性を高める活動を行っております。

また、他の部門より独立した社長直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制システムをより良く機能させるため、各部門に業務フロー及びリスクコントロールの見直しを常時行なわせ、内部監査が十分機能するようにウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、業務に精通した取締役により活発な議論を通じ迅速な意思決定を行うことで環境変化に的確に対応するため、現在の取締役会・業務執行の体制としております。

取締役を含めた業務執行の体制に対する経営監視機能として監査役会を設置しておりますが、独立性・中立性を持った外部の専門家による豊かな経験と高い見識に基づく広範かつ高度な観点から、当社の業務執行に対する意見を求めるために、社外監査役2名を設置しております。また、当社の業務執行に対する監督機能をさらに強化するため、平成27年8月28日開催の第80回定時株主総会において社外取締役1名を選任いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送日より、2日程度早い発送を実施しております。また、招集通知発送日の2日程度前から東京証券取引所のウェブサイトにて招集通知を開示しております。
その他	◇株主総会ではスクリーン等を使用し、ビジュアル化をしてわかりやすい説明を行っております。 ◇総会閉会后、引き続き経営方針等の説明会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの【IR情報】にて各種情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、事業報告書）を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『TONE株式会社 企業行動規範』を制定し、その遵守に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、お客様、株主、役職員、取引先、地域社会、関係当局など、様々なステークホルダー（利害関係者）と接しており、その信頼と支持を得て事業を営んでおります。これらステークホルダーによって構成される社会と調和していくことは、当社グループの存立と今後の発展にとって極めて重要であります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとしております。

(2) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとしております。

(3) 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視しております。

(4) 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進しております。

(5) 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。

(2) 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとしております。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備しております。

(2) 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備しております。

(3) 当社および当社子会社の経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとしております。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動するとともに、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行っております。

(2) 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとることとしております。

(3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の取締役は、当社子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合、速やかに当社に報告することとしております。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は当社子会社に対し、当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導しております。

(2) 内部監査室は、当社子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行っております。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社の監査役は、使用人に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしております。

(2) 監査業務補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ることとし、監査役の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならないものとなっております。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととしております。

(2) 監査役が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとしております。

(3) 当社及び当社子会社の役職員は、当社または当社子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等を認識した場合、速やかに当社の監査役に報告しております。

9. 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査役への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いを行わないものとし、不利益取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会正義および企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる「反社会的勢力および団体に対しては断固とした姿勢で臨むこと」を基本姿勢とし、関係排除に取り組んでおります。

平素におきましては、管理部総務課を窓口として、所轄警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

また、万一反社会的勢力等との間で問題が生じた場合には、迅速に組織的な対応を図るとともに、早期に警察、上記の外部専門機関および弁護士等とも緊密な連携を取ることであります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

a. 決定事項に関する情報

1. 会社関係部署にて事前検討
2. 常務会に申請及び検討
3. 取締役会に上程、決議
4. 会社情報の取扱責任者による公開検討
5. 管理部より公開手続実施

b. 発生事実に関する情報

1. 発生事実に関する詳細報告を関係部署より代表取締役役に提出
2. 会社情報の取扱責任者にて公開の必要有無について検討
3. 情報の公開資料を常務会で検討
4. 管理部より公開手続実施

c. 決算に関する情報

(決算及び業績予想)

1. 常務会に申請及び検討
2. 取締役会にて計算書類承認
3. 会計監査法人にて、概ね計算書類の承認が得られた時
4. 会社情報の取扱責任者により公開検討
5. 管理部より公開手続実施

(配当)

1. 常務会にて検討
2. 取締役会に上程、決議
3. 会社情報の取扱責任者により公開検討
4. 管理部より公開手続実施

